

「災害時において、委員会視察が予定されている場合の対応」案

(先例事例集に盛り込む内容)

市災害対策本部及び市議会災害対策会議が設置されている期間において、委員会視察が予定されている場合、当該委員長は災害対応等に関する本市の状況、視察先の状況、その他の諸状況を鑑み、視察実施の可否を判断する。

判断するに当たっては、委員会視察が公務であることを考慮のうえ、必要に応じ議長と協議を行い決定することとする。

【参考】（現在の先例事例集からの抜粋）

第1章 常任委員会及び特別委員会等

253 常任委員会は、議案・請願・陳情等によるほか、所管事務調査の一環としての現地視察を必要に応じて行う。 （平成14年11月22日議運）

254 委員会視察については、真にやむを得ない場合を除き、当該欠席委員の後日の視察を認めないものとする。 （平成4年4月21日議運）

255 委員会視察においては、真にやむを得ない場合を除き、視察目的を終えるまで委員の個別行動を認めないものとする。 （平成4年4月21日議運）